

吉富町事業者応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少が生じている事業者の事業継続を応援するため、吉富町事業者応援給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて、吉富町補助金等交付規則(平成9年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、確定申告の納税地(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)が吉富町内である者又は令和元年中に吉富町内で営業許可等を得ており、事業の実態のある施設を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象となる事業者(以下「交付対象者」という。)は、令和2年1月から令和3年2月のいずれか一月(以下「対象月」という。)の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月等と比較し15%以上減少しており、今後も事業を継続する意思があり、国の持続化給付金制度及び福岡県持続化緊急支援金制度のいずれも受給対象でない者とする。なお、減少率の算出方法は第5条によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う事業者は、交付対象としない。

(1) 公序良俗に反する事業

(2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(3) その他町長が公序良俗の観点から地域の風紀を著しく害すると認める事業

(給付金額)

第4条 給付金の算出方法は、次のとおりとする。ただし、1事業者につき20万円を限度額とし、交付は1回限りとする。

減少率(%) = (B - A) ÷ B × 100 (少数点以下は切り捨てとする。)

A：対象月の事業収入

B：前年同月の事業収入

給付金額＝C－A×12（100円未満切り捨てとする。）

C：令和元年の確定申告に基づく年間事業収入

（交付申請及び請求）

第5条 給付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月15日までに、吉富町事業者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に町長が別に定める書類を添えて、町長に交付申請兼請求（以下、「交付申請等」という。）をしなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等の内容を審査し、給付金の交付の可否及び額を決定し、吉富町事業者応援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（給付決定の取消し及び返還命令）

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたことが認められた場合は、当該支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により給付金の給付決定を取り消すべき申請者に対し、既に給付金が給付されているときは、町長は、当該給付金を受けた事業者に対し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の場合においては、町長は給付金の返還を命ずるべき者に対し、規則第18条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。